

令和2年度 川西町三世代同居住宅支援事業

令和2年4月15日（水）から受付開始

1 定義

- (1) 定住・・・本町住基台帳に記録され、町内に住宅を有し、当該住宅に5年以上居住すること
- (2) 三世代世帯・・・親、子、孫の直系世代が同居し（詳細は要綱参照）、義務教育終了前の子を養育し同居している世帯
- (3) 町外転入者・・・町外に1年以上居住し、町内に転入する者

2 交付対象者・・・下記すべてに該当する者

- (1) 定住の意思をもって本町に新築住宅を取得する者
- (2) 町内業者又は県内業者と契約し、新築住宅を取得する者
- (3) 市町村税に滞納がない者
- (4) 公共事業による移転補償を伴う新築住宅取得でない者
- (5) 町が交付する新築住宅の取得に関する他の補助金を受けていない者
- (6) 補助金交付決定後に契約を締結する者
- (7) 令和3年3月31日までに実績報告書により報告できる者

3 補助金の額

- (1) 町外転入者を含み、かつ、町内業者と契約する者・・・100万円
- (2) 町外転入者を含み、かつ、県内業者と契約する者・・・70万円
- (3) 町内業者又は県内業者と契約する者（町外転入者は含まない）・・・50万円

4 補助金の額

3－(1)

- ・町外転入者 → ○
- ・町内業者と契約 → ○
- ・県内業者と契約 → ×

100万円

3－(2)

- ・町外転入者 → ○
- ・町内業者と契約 → ×
- ・県内業者と契約 → ○

70万円

3－(3)

- ・町外転入者 → ×
- ・町内業者と契約 → ○
- ・県内業者と契約 → ○

50万円